

第3章 資料編

第1節 第1次伊佐市総合振興計画の基本構想

1 伊佐市の目標将来像

本市は、周りを取り囲むなだらかな山々、山肌から流れ込む豊富な河川、広大な田園風景、そして沿道に広がる街並みなど多様な風景や風土をもち、豊かな農村空間とコンパクトな都市機能を併せもつ「まち・むら」であるといえます。

しかし、人口減少社会のなかで、この「まち・むら」の機能を確保していくためには、「地域を支える新たな関係づくり」や「新たな価値を生み出す経済活動の創出」、「地域内での経済循環と地域外からの収入のアップ」などが不可欠であり、そのためには、地域内外での多様な交流により生み出される『新たな協働』が必要となります。

また、少子高齢化の進行に伴う社会保障の負担増が懸念されるなか、地方自治体においては、市民との協働による計画的かつ安定的な行政経営の確立とともに、国の地方改革に対応できる自治能力づくりが求められています。

そこで、市民、行政、地域が共通して取り組むべきまちづくりの将来像として、適度の「まち・むら」である現状を踏まえ、豊かな自然と共生し「安らぎのある空間で粹に暮らせる伊佐特有の文化」を創造していくために、行政を含め多様な人が協働し、創意工夫により地域資源を活用することで、都市とは違う独自の発展をめざすこととし、以下のように目標を設定します。

《伊佐市の目標将来像》

「大地の恵みを ^{かな}人が奏でる ^{さと}だれやめの郷」

～交流と協働で創る 風味あるまち・むら文化～

【用語の定義】

○だれやめの郷

伊佐の人や食文化、自然やまちの風景などにより、こころ癒される空間。

「癒しや安らぎ」、「新たな伊佐の食文化」、「焼酎のふるさと」としてのイメージを含めた設定。

※だれやめ（疲れをとる。疲れを癒す。適度な晩酌。）

○協働

違う力の組合せにより活力を生み出す作業。（同じ目的のために協力して働く。コラボレーション。）

○風味

五感で楽しむ風情や旬の味わい。（趣き。風情。（食べ物）の趣きある味わい。）

○まち・むら

現代社会を営むための適度な都市機能と自然環境が融和する農山漁村。

2 まちづくりの政策（基本方針）

(1) 市民だれもが活躍できる自治づくり

（市民参画、共生協働、行財政改革）

時代の流れとともに社会構造が変化するなか、本市でも核家族化や過疎、高齢化が進行し、地域コミュニティにおける人材が不足する現状にあり、地域の自治を支えるこれまでの「地縁や血縁による結い」による関係を保つことは、難しくなりつつあります。

また、行財政については、景気低迷に伴う税収等の落ち込みや、国の財政状況の悪化により、地方の財源不足は恒常化してきていることから、更なる行財政のスリム化が求められるとともに、地域主権に向けた地方自治体の裁量権の拡大が本格化し、「国と地方の改革」の流れが急速に進んできているため、公共サービスの見直し・質的向上が不可欠な状況にあります。

市民参画、共生・協働については、地域と地域外のコミュニティや、各々の目的や課題に応じてつくられる、ボランティア・NPO組織などが相互に連携し、市民一人ひとりが積極的に取り組むことで市民が主体となり、地域の特性を活かした魅力ある地域自治を進める体制づくりを支援していきます。

また、誰もが平等に参画できる環境づくりのもと、自ら考え行動できる地域づくりの推進のために、コミュニティビジネスなどの促進による、地域の活性化を図ります。

行財政改革については、地方分権や新しいまちづくりにおける行政課題に的確に対応できるよう、効率的かつ機動的な組織づくりと、実務・調整能力や企画・営業能力などを備えた人材育成を図り、時流に対応した行財政運営を行います。そのうえで、行政情報や地域情報を共有し、市民や民間とのパートナーシップのもと、お互いの役割分担を考えながら、新しい公共サービスの構築を進め、計画的かつ安定的な行政経営を確立します。

このような取組みにより、人口減少社会のなかで、様々な分野での多様な活動主体が公平に社会参画し、それぞれの個性と能力を尊重・発揮できる『市民だれもが活躍できる自治づくり』を推進します。

(2) 伊佐の特性を活かす地域産業づくり

(農林業、商工業、観光、ブランド化の推進、雇用対策)

本市の地域産業は、これまで、水稻栽培や畜産、焼酎製造、電子部品製造や金鋳業など、風土や地域資源を活かした産業が展開されてきましたが、人口減少や高齢化に加え、消費動向の多様化、インターネット等を利用した購入手段の拡大、景気低迷の影響などが相まって、多くの産業部門で活力が低下しつつあります。

このような中で、担い手など人的資源の確保や経営基盤の強化に努め、また、起業や業種転換、企業誘致など新たな活力も取り入れながら、生産性の高い、魅力ある地域産業づくりを進める必要があります。

農林業・商工業については、効率的な経営体制や収益性の高い生産体制を推進し、それぞれの担い手や新規就業者への支援を行い、産業の活性化を図ります。また、異業種連携や起業、業種転換などによる、地域の特性を活かした新たなビジネスの開発を促進することにより、生産性の高い産業づくりをめざします。

観光については、観光資源の整備を進めながら、地域内外の観光資源との連携や九州新幹線全線開通を踏まえた取組みを進め、積極的なPR活動を展開していきます。あわせて、本市の基幹産業である農林業を取り込んだ農業体験や農家民泊など、ツーリズム観光の積極的な展開を支援します。

ブランド化の推進については、地域の特色や「安全・安心」に主眼をおいた商品等のブランド化を進め、また、ブランド品の販売やツーリズム観光などの地域外への売込みは、地域ブランド化を進めるための地域イメージアップも兼ね備えたトータル戦略として展開し、相乗的に商品やサービスの付加価値をもたらす、収益性を高める産業施策を進めます。

雇用対策のための市内企業等の規模拡大や企業立地は、地域産業全体にとって新たに活力をもたらすものであり、就業を希望する人が活躍できる地域産業の展開を進めます。加えて、増設に向けての投資拡大や新分野への挑戦など、支援する範囲を拡大することにより、更なる雇用の拡大をめざします。

このような取組みにより、伊佐の特性や地域資源を有効に活用し、いろいろな人が分野を越えて協働し、地域産業の特色と新たな取組みをうまく融合させ、経済的な付加価値と地域イメージの向上をもたらす『伊佐の特性を活かす地域産業づくり』をめざします。

(3) 自然と調和した快適な生活空間づくり

(自然環境、生活環境、生活基盤、暮らしの安全)

本市は、「自然豊かな農村（むら）」と、「コンパクトな都市的機能を有する（まち）」の要素を兼ね備えた多自然居住地域といえます。

この「まち・むら」の機能を確保し、より快適で魅力的な空間とするためには、過疎化や少子・高齢化が進むなかでは、「むら」が持つ自然や田園風景は確保しつつ、「まち」が持つ市民のくらしの快適性に視点を置いた、住みやすく、便利な生活空間づくりを進める必要があります。

また、この「まち・むら」の機能を確保し、より快適で魅力的な空間とするためには、市民、事業者、行政が一体となって取組みを進めることが前提となります。

自然環境や生活環境については、市民一人ひとりが環境保全・保護の意識のもとに、日頃から環境に配慮した取組みを推進し、癒しや安らぎを与える、豊かな自然環境や魅力ある里山の風景を大切に守る環境づくりを進めます。

生活基盤については、だれもが安全に安心して生活できる環境を整えることとし、地域と一体となった取組みのもとに、まちの現状や規模に応じて効果的な整備に努め、あわせて、交通空白地帯の解消など、市民の暮らしに直結し、「住みやすさ」の向上をめざした取組みを進めます。

暮らしの安全については、だれもが安全に安心して生活できる環境を整え、快適な暮らしを守るために、交通安全の確保や防犯のための取組みを地域や関係機関と連携し進めていくとともに、平成18年の豪雨災害を教訓に、災害に強い地域づくりにも取り組みます。

このような取組みにより、「まち・むら」それぞれの特性と機能を活かしながら、暮らしのスタイルに応じた、誰もが利用しやすい快適で魅力ある空間整備に取り組み、誇りを持って未来に引き継ぐことのできる『自然と調和した快適な生活空間づくり』をめざします。

(4) ともに支えあう明るく元気な人づくり

(健康づくり、医療・福祉・介護、地域福祉)

本市においては、人口減少と少子高齢化がますます進行しており、地域社会を取り巻く生活環境が変化し、医療・福祉体制や子育て環境、高齢者の暮らしなどにも大きな影響があらわれ、更なる社会的な支援が必要になっています。

また、心身の疾病や障がいにおいても、世相を反映した生活習慣病や精神疾患、認知症、流行性感染症などが増え、予防対策と専門的なケアや処置などが求められています。

健康づくりについては、ヘルスプロモーション*の概念に基づき、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むのと同時に社会全体で支えていく環境づくりも重要となることから、心と体のセルフケアの促進を念頭に、医療・福祉・介護分野はもとより地域団体等とも協働しながら、疾病の予防や改善を重視したケア体制や環境づくりを行います。

医療・福祉・介護体制については、専門医や医療機関、救急医療体制の確保が大きな課題となっており、今後も引き続き関係機関等への働きかけを行っていく必要があります。また、個々の状況や状態に応じた介護や福祉サービスの整備についても、関係機関等と協議しながら、サービス量の適正規模を想定のうえ必要な取組みを進めます。

地域福祉については、地域のつながりが薄らいでいく中、伊佐市のすべての人が、健康で安全・安心に住み慣れた地域で暮らしていくには、地域でお互いに支え合う社会の構築が重要となります。そのためには、校区コミュニティ協議会など地域に根ざした活動を行っている団体や、福祉団体やボランティア団体など支援を必要とする人への活動を行っている団体が、連携・協力するネットワークを構築します。特に子育て支援や高齢者支援については、地域の重要課題として施策の充実を図ります。

このような取組みにより、市民が主体的に健康の保持・増進に取り組みながら、それをサポートする保健・医療・介護体制の確保と、市民一人ひとりが地域で支え合いながら、安全・安心に生活できるような地域福祉体制の構築による『ともに支えあう明るく元気な人づくり』を推進します。

ヘルスプロモーション：『人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセスである（1986年、世界保健機構(WHO))』とされている。すなわち、さまざまな実施主体が知識や技術の提供や環境づくりの側面からサポートしていくことによって、市民自らの主体的な取組みによる健康づくりがより効果的に達成できるようになるプロセスといえる。

(5) 地域と学び未来に生かす人づくり

(教育環境、学校教育、社会教育、文化芸術、スポーツ)

本市においては、過疎化や少子化の進行により、教育環境の維持及び一定規模での集団活動の実施並びに人と人との交流による学習機会の確保などが困難になってきています。

このような現状を改善するためには、学校規模の見直し等により教育環境の改善を図る必要があります。

また、魅力ある独自の地域づくりを進めるためには、「地域を知り、楽しみ、誇れる」地域を担う人材の育成が必要となります。地域で育んだ感性や生きる力を十分に発揮し、自らの人生を切り開いていくことのできる人づくり、社会に役立つ人づくりが求められています。

学校教育については、伊佐のふるさと教育を推進し、伊佐を巣立つ子どもには、伊佐を忘れず、伊佐を愛し、世界中どこでも活躍できる素地を培い、伊佐に残る子どもには、ふるさとを支え、その発展に寄与する資質能力を身につけさせ、たくましく生きる力と感性を備えた児童生徒を育成します。そのために、郷土の伝統や文化を活かした特色ある教育を進め、自ら学び自ら考える力などの「確かな学力」、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」など、「生きる力」を育みます。

社会教育については、世代や地域の枠を超えて、ともに教え、学び合いながら社会や暮らしの向上に役立つ、地域に根ざした生涯学習を推進するとともに、青少年の健全育成においては、青少年が自立し、次世代を担う人材となるよう行政と地域が連携して支援を行っていきます。そして、地域の枠にとらわれず、幅広い視野を持ち、知識や地域資源をうまく活用できる人材を育成していきます。また、「新たな発見」や「違い」を肌で感じ、自らが成長するための機会となる多種多様な交流を促進します。

文化芸術・スポーツについては、地域の暮らしをより魅力的にする文化芸術を振興するとともに、楽しみづくりや健康づくり、各種教育の場として、個々の目的に応じた幅広く親しめるスポーツを振興し、個性が輝く人づくりをめざします。

このような取組みにより、ふるさとに学ぶ人づくりをベースに、より魅力的な暮らしや自己の実現に役立て、また、地域づくりに「誇り」を持って主体的に取り組むことのできる『地域と学び未来に生かす人づくり』を推進します。

第2節 後期基本計画策定の経過

日時	会議等	内容等
平成26年11月4日	第1回総合振興計画審議会	辞令交付、会長決定、施策ごとに設定している成果指標の現状報告等
平成26年11月15日 ～平成26年11月30日	市民意識調査	対象者3,000人（有効回答1,577件）
平成27年2月26日	第2回総合振興計画審議会	市民意識調査の結果報告等
平成27年4月30日	第1回調整委員会	後期基本計画策定方針、市民意識調査の結果報告等
平成27年6月12日	第3回総合振興計画審議会	地方創生に関する協議等
平成27年6月17日	第1回企画委員会	後期基本計画策定方針、具体的な作業内容について等
平成27年7月 ～平成27年10月	施策別部会（28施策）	施策の方針決定と目標設定、施策マネジメントシートの作成等
平成27年8月26日	第4回総合振興計画審議会	後期基本計画の策定状況報告、地方創生に関する協議等
平成27年11月17日	第2回調整委員会	重点施策について、施策マネジメントシートの確認等
平成27年11月18日	第5回総合振興計画審議会	地方創生に関する協議等
平成27年12月16日	第3回調整委員会	重点施策決定、後期基本計画素案の承認等
平成27年12月17日	第6回総合振興計画審議会	後期基本計画素案について、地方創生に関する協議等
平成27年12月25日 ～平成28年1月25日	パブリックコメント	両庁舎、ふれあいセンター、まごし館、ホームページ
平成28年1月15日	後期基本計画案の諮問	諮問、後期基本計画案について、地方創生に関する協議等
平成28年1月26日	第7回総合振興計画審議会	後期基本計画案等の審議
平成28年2月8日	後期基本計画案の答申	答申

第3節 伊佐市総合振興計画審議会

伊佐市総合振興計画審議会条例

平成20年11月1日

条例第6号

改正 平成25年12月19日条例第33号

平成27年3月19日条例第26号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、伊佐市総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ、調査、研究及び審議する。

- (1) 市勢発展のための基本計画及び基本構想に関すること。
- (2) まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)に規定する基本的な計画に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者について、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 5人以内
 - (2) 女性代表 3人以内
 - (3) 農業団体代表者 3人
 - (4) 教育委員 1人
 - (5) 商工会代表者 1人
 - (6) 観光協会代表者 1人
 - (7) 福祉団体代表者 1人
 - (8) 社会教育団体代表者 3人
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者 2人以内
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年11月1日から施行する。

附 則(平成25年12月19日条例第33号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月19日条例第26号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

伊佐市総合振興計画審議会委員名簿

区分	所属団体等	氏名	備考
学識経験者		若松 修身	会長
学識経験者	伊佐市コミュニティ連絡協議会	宮ノ原 修	職務代理者
学識経験者	鹿児島銀行大口支店	二ノ宮 布好	
学識経験者	南日本銀行大口支店	久保 浩一郎	
女性代表	国際ソロプチミスト大口伊佐	中村 宣子	
農業団体代表者	伊佐市認定農業者の会	轟木 高昭	
農業団体代表者	伊佐市肉用牛振興会	壹岐 清次	
農業団体代表者	JA北さつま県認証伊佐米推進部会	政元 愛人	
教育委員		長野 則夫	
商工会代表者	伊佐市商工会	内村 募	
観光協会代表者	伊佐市観光特産協会	下小園 充	
福祉団体代表者	伊佐市社会福祉協議会	周防原 一雄	
社会教育団体代表者	伊佐市文化協会	平川 聖一	
社会教育団体代表者	伊佐市PTA連絡協議会	森山 誠	
社会教育団体代表者	伊佐市青年団	南谷 沙智	
その他市長が認める者	ISART	前田 忠亮	
その他市長が認める者	国分公共職業安定所大口出張所	山本 誠	

伊企第1012号
平成28年1月15日

伊佐市総合振興計画審議会
会長 若松 修身 様

伊佐市長 隈 元 新

第1次伊佐市総合振興計画後期基本計画（案）について（諮問）

第1次伊佐市総合振興計画後期基本計画（案）を別紙のとおり策定したいので、伊佐市総合振興計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

平成28年2月8日

伊佐市長 隈 元 新 様

伊佐市総合振興計画審議会
会長 若松 修身

第1次伊佐市総合振興計画後期基本計画（案）策定について（答申）

平成28年1月15日付け伊企第1012号で諮問のありました標記の件につきまして、当審議会で協議を行い、別紙のとおりまとめましたので答申します。

答申

平成28年1月15日付け伊企第1012号で諮問のありました標記の件につきまして、当審議会で協議を行った結果、概ね妥当であると認めましたので、ここに答申します。

なお、審議過程において出された意見及び提言について別紙に付記しますので、第1次伊佐市総合振興計画後期基本計画の決定や進行管理において十分に尊重されるとともに、前期基本計画に引き続き、「大地の恵みを 人が奏でる だれやめの郷」の実現に向けて努力されるよう要望します。

平成28年2月8日

伊佐市総合振興計画審議会
会長 若松 修身

政策1 「市民だれもが活躍できる自治づくり」について

- ▶ 自治会は地域活動の最も基礎的な組織であるため、市営住宅を単位とした自治会の組織や、自治会加入促進月間の設定について検討されたい。
- ▶ 市民と行政が協働しながら事業を展開するために、市民に開かれた、信頼される行政運営を行い、市民と行政との適切な役割分担に基づくパートナーシップを築き上げることを図られたい。
- ▶ 文化会館など、同じ機能を有する公共施設について、近隣の自治体で共用する手法等について検討されたい。
- ▶ 公共施設のネーミング・ライツの導入について検討されたい。

政策2 「伊佐の特性を活かす地域産業づくり」について

- ▶ 観光施設等の公共施設について、美しい環境に配慮した維持管理に努められたい。

政策3 「自然と調和した快適な生活空間づくり」について

- ▶ 市内運行バスについて、利用者の利便性や効率性を考慮し、本数及びコースの増加について検討されたい。

政策4 「ともに支えあう明るく元気な人づくり」について

- ▶ 地域福祉の推進においては、これまで以上に社会福祉協議会と連携するとともに、地域福祉活動体制の構築を図られたい。

政策5 「地域と学び未来に生かす人づくり」について

- ▶ 学校教育の充実について、地域や保護者が学校を支える仕組みを整えるとともに、児童生徒の学習意欲を高め、学力水準の向上に努められたい。
- ▶ 校舎などの学校施設が美しく保たれるように努められたい。
- ▶ 自治会を越えた、子ども会組織の広域化等について検討されたい。
- ▶ 青少年の健全育成について、地域ぐるみで支援する必要性を保護者へ伝えることに努められたい。

第4節 市民意識調査

I 調査の概要

本市では、「新市まちづくり計画」で掲げたまちの目標将来像「大地の恵みを 人が奏でる だれやめの郷（さと）」の実現に向けて行政運営に取り組んできました。現在、この「新市まちづくり計画」を基本とした「総合振興計画」の後期基本計画の策定を進めており、統計資料等から取得できない数値を、市民の方々の意識やニーズ、生活の実態や問題意識などから明確に把握し、当該計画の各施策の目標に対してどの程度達成できたかを分析し、その結果を行政運営に反映させるために、以下の要領で市民意識調査を実施しました。

1 実施期間

平成26年11月15日（土）～11月30日（日）

2 調査対象者

市内に住民登録されている18歳以上の方から、無作為に3,000人を抽出しました。
（平成26年11月1日現在、伊佐市住民基本台帳登録者から3,000人の無作為抽出。）

3 調査票の配布・回収の方法及び回収結果

調査票の配布は、自治会ごとの配布（自治会加入者）、郵送（自治会未加入者）及び持参（施設入所者）により行い、回収については返信用封筒を同封の上、郵送法にて行いました。その結果、有効回収数は1,577件、有効回収率は52.6%となっています。

4 調査項目

(1) 市民だれもが活躍できる自治づくり

人権侵害の状況や学習会・講演会等への参加度合、市の組織や行政サービスへの評価、広報誌やホームページなどの閲覧状況等について

(2) 伊佐の特性を活かす地域産業づくり

地産地消に対する認識について

(3) 自然と調和した快適な生活環境づくり

伊佐市の生活基盤の充実度、道路の移動のしやすさ、日常生活の移動手段、災害・防犯に対する備え、犯罪に対する不安、自然環境・生活環境の保全度、ごみの減量・自然環境保護への取り組み等について

(4) とともに支えあう明るく元気な人づくり

日頃の健康管理、医療に対する不安、身近に受診できるかかりつけ医の有無、出産・子育て環境に対する評価、高齢者の生きがいや生活への不安、地域福祉ボランティアの参加や充実度等について

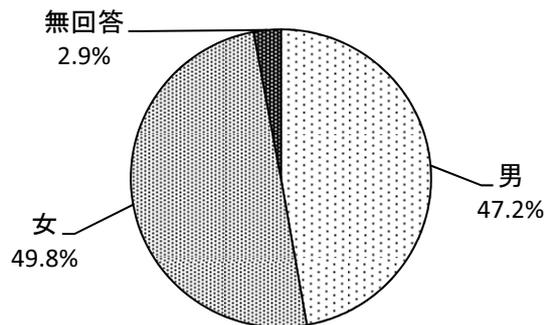
(5) 地域と学び未来に生かす人づくり

青少年のマナー・健全育成環境への評価、伝統文化・芸術・スポーツ・学習への取り組み等について

II 回答者の属性

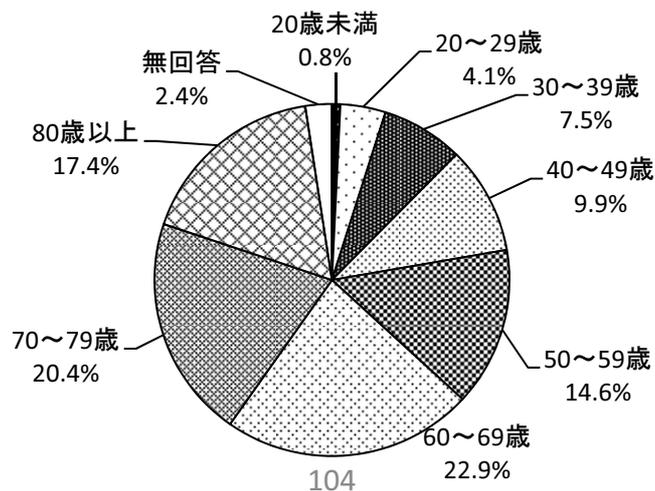
あなたの性別について

	人数	構成比
(1) 男性	745	47.2%
(2) 女性	786	49.8%
無回答	46	2.9%
計	1,577	100.0%



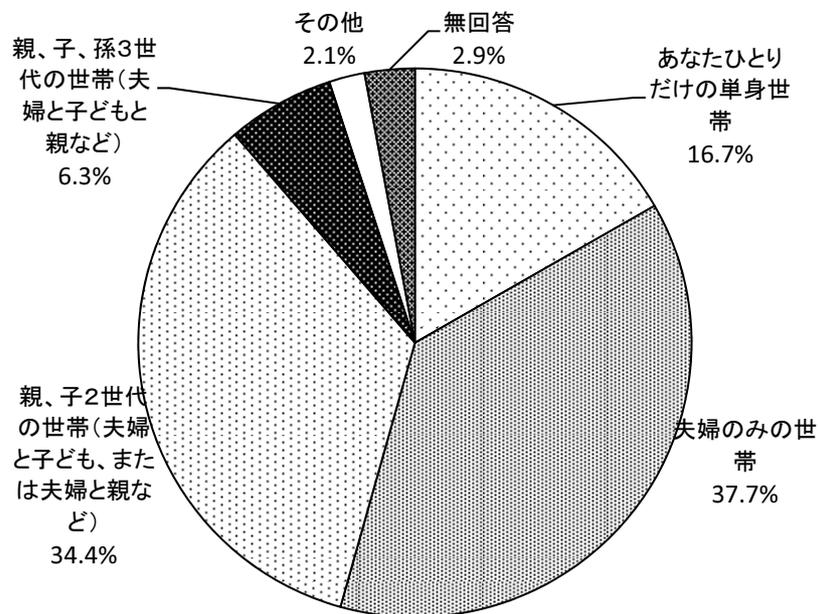
あなたの年齢について

	人数	構成比
(1) 20歳未満	12	0.8%
(2) 20～29歳	65	4.1%
(3) 30～39歳	118	7.5%
(4) 40～49歳	156	9.9%
(5) 50～59歳	230	14.6%
(6) 60～69歳	361	22.9%
(7) 70～79歳	322	20.4%
(8) 80歳以上	275	17.4%
無回答	38	2.4%
計	1,577	100.0%



あなたの家族構成について

	人数	構成比
(1) あなたひとりだけの単身世帯	263	16.7%
(2) 夫婦のみの世帯	594	37.7%
(3) 親、子2世代の世帯（夫婦と子ども、または夫婦と親など）	542	34.4%
(4) 親、子、孫3世代の世帯（夫婦と子どもと親など）	99	6.3%
(5) その他	33	2.1%
無回答	46	2.9%
計	1,577	100.0%

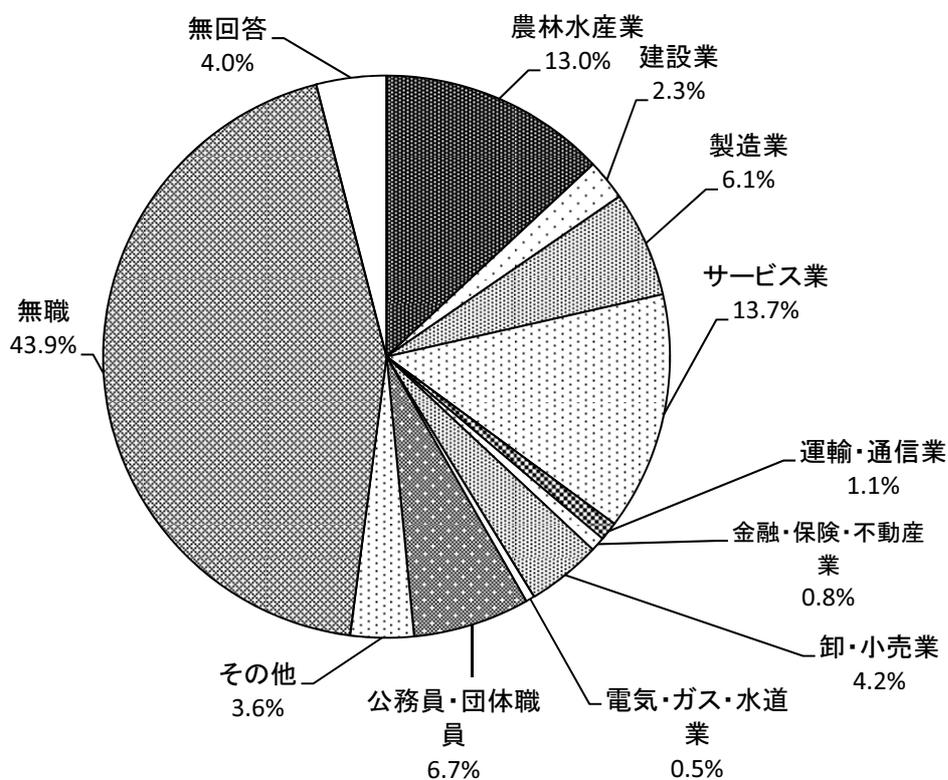


《その他の回答の内容》

兄弟／夫婦と孫の3人／姉と娘の3人／孫／親、子、孫3世代と親の姉
兄家族／4世代の世帯

あなたの職業について

	人数	構成比
(1) 農林水産業	205	13.0%
(2) 建設業	37	2.3%
(3) 製造業	96	6.1%
(4) サービス業	216	13.7%
(5) 運輸・通信業	17	1.1%
(6) 金融・保険・不動産業	13	0.8%
(7) 卸・小売業	67	4.2%
(8) 電気・ガス・水道業	8	0.5%
(9) 公務員・団体職員	105	6.7%
(10) その他	57	3.6%
(11) 無職	693	43.9%
無回答	63	4.0%
計	1,577	100.0%

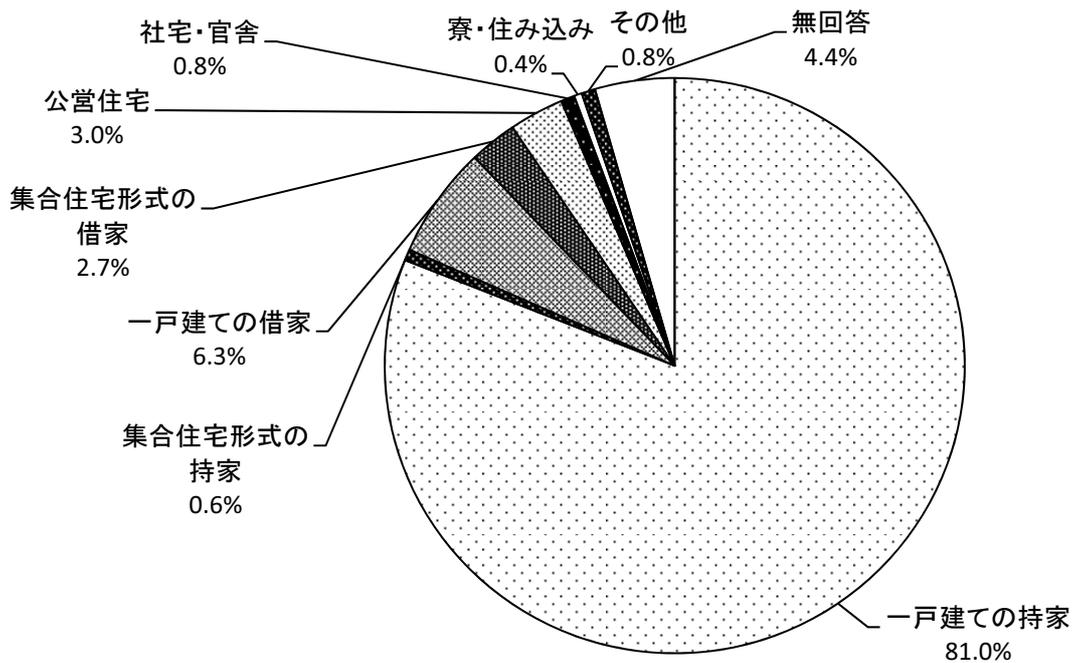


«その他の回答の内容»

学習塾／僧侶／パート／アルバイト／施設管理／精米業／鋤業／自営業／作業所内職／大島紬織工／自由業

あなたのお住まいの形態について

	人数	構成比
(1) 一戸建ての持家	1,277	81.0%
(2) 集合住宅形式の持家	10	0.6%
(3) 一戸建ての借家	99	6.3%
(4) 集合住宅形式の借家	42	2.7%
(5) 公営住宅	48	3.0%
(6) 社宅・官舎	12	0.8%
(7) 寮・住み込み	7	0.4%
(8) その他	12	0.8%
無回答	70	4.4%
計	1,577	100.0%



«その他の回答の内容»
グループホーム／施設

現在お住まいになっている校区について

	人数	構成比
(1) 大口校区	393	24.9%
(2) 大口東校区	110	7.0%
(3) 牛尾校区	72	4.6%
(4) 山野校区	124	7.9%
(5) 山野西校区	14	0.9%
(6) 平出水校区	28	1.8%
(7) 羽月校区	200	12.7%
(8) 羽月西校区	52	3.3%
(9) 羽月北校区	7	0.4%
(10) 曾木校区	58	3.7%
(11) 針持校区	31	2.0%
(12) 田中校区	91	5.8%
(13) 菱刈校区	144	9.1%
(14) 湯之尾校区	59	3.7%
(15) 本城校区	117	7.4%
(16) 南永校区	8	0.5%
無回答	69	4.4%
計	1,577	100.0%

